

差異の政治と多文化社会中国のデモクラシー ——「7.5」以降の民族関係のためのノート——

小嶋 祐輔

1. 差異の政治と敵対矛盾なき中国

中国に限らず、現代社会においては文化や政治のあらゆる領域において、さまざまな非同一性が交錯している。そしてそこには、非常に分かり易くはあるが、根深い対立がある。例えば、日本国内を見ても、増え続ける外国人やアイヌのような地域の先住民とのエスニックな差異をめぐる対立や偏見を見出すことができる。また、より普遍的な問題としての女性蔑視、異性愛主義の席卷、さらに近年取り上げられる機会の多い社会階層間の対立も、やはり対立する集団間の非同一性に端を発している。

I.M.ヤングは、「差異の政治」という概念が以降ひろく議論される契機ともなった著作 *Justice and the Politics of Difference* において、近代政治哲学は、「政治的な諸主体を統一的なものへと還元し、種差性や差異よりも共通性や同一性を評価する傾向」(Young 1990: 3) をもっていたと述べている。こうした傾向のなか、わたしたちが信奉してきたデモクラシーという概念、政治体制もまた平等で、統一的な主体＝市民たちの諸権利獲得運動と、それに対する統一的中央政府による利益分配の関数として捉えられてきた側面がある。このような関係においては、劣勢で、周縁的な集団に対する支配や抑圧が不可視化される。換言すれば、そこでは優勢で、中心的な集団、特にそのエリートたちの寡頭制支配が暗黙の了解となってきた。

この点は、本シンポジウムが議論の対象とする中国も決して例外ではない。もちろん、中国の「市民」をめぐる議論において、その定義の西欧資本主義諸国との相違が強調されるのは当然である。例えば、中国には国家／社会の二元モデルで捉えるような市民社会、公共領域は存在しない(梁 79)、中国では社会階層として市民が歴史的に十分に形成されて来ず、公民という概念も存在して来なかった(甘 25)という主張もある。また、西欧の市民社会を「後ろ向きに私的領域を保護し、国家権力の介入を避けようとする」ものと呼ぶような批判も存在する(王 2007: 408)。しかしそれを市民や公民と呼ぶにしろ、或いは別の名で呼ぶにしろ、中国内部の社会集団間の差異について言えば、それはあくまで「人民内部の矛盾」として副次的な、非決定的なものとして取り扱われてきたと言える。すなわちここでは、李明伍が言うように「人民は究極的には(つまり主権行使者という意味では)共産党であり、「公民」はその指導圏内の個々人である」(李明伍 2001: 18)という非常に制限された関係のなかでのみ社会集団間の差異が表象されることとなる。これには、1981年の11期6中全会での「歴史決議」において、継続革命論が公式に否定されて以降定式化された、中国社会にはすでに敵対的矛盾がないという言説が強く影響している。

本報告は、こうした関係のなかに不可視化されてきた支配／被支配、抑圧／被抑圧を、

特にエスニックな領域から再検討したい。奇しくも、本年はこの矛盾が明確なたちで可視化される出来事が起こっている。新疆ウイグル自治区のウルムチで今年 7 月 5 日に起こった事件は、中国政府がこれまで行ってきた「差異の政治」に重大な誤認が存在していたことを示している。とはいえ、私の考えでは、「7.5」のような出来事は差異を如何に承認していくかという問題、そして差異をめぐるデモクラシーの制度化という問題を背景として表出したものであって、例えばウイグルの独立こそが問題を解決できるというような「民族国家幻想」に依拠した主張は誤りであろうし、恣意的な人権批判や共産党批判によって本質的な「悪者」を暴き出したという満足感に浸ればそれでよいというものでもないだろう。ここで問題にしたいのは、やはり「平等で、統一的な中国」という概念、社会的事実の誤認なのである。無論ここでの平等は、中国にすでに結果の平等が実現しているということではなく、権利の平等が保障されているということを意味している。なお付言すれば、こうした問題は中国特有のものでもない。

この「平等で、統一的な中国」という概念の実現を目指して、目下中国政府は国内のさまざまな社会集団間の差異に対して、例えば王紹光が説明するような「強い民主政治」による関与を続けている（王 2007）。しかし、この関与は「差異の政治」の実践における重要な諸領域——権力の分配、諸主体の調和、差異ある他者の承認という領域——において、分配するもの（分配のシステムを掌握するもの）／分配されるもの、調和の母体／調和していくもの、承認される必要のないもの／承認を必要としているもの、という二項対立を招いている。ここには普遍／特殊を境界づけるコード化、排除が存在し、さまざまな社会問題を構成する対立の次元は固定化されている。必要とされているのは、このような対立の動態的側面を不可視化する言説に対し、対立の構成されかた自体を批判的に再検討する姿勢であろう。

すなわち本報告は、いまや漢とウイグルの対立が、かつて F.ファノンが「白」と「黒」の対照において捉えたような関係、暗黙のうちに他者を理解不能な、恐ろしい、憎むべきものにしたてあげようとするような関係にあることをまず指摘したい。そのうえで、こうした対立を内側にはらんだ中国社会が今後如何にそれと向き合っていくべきなのか、いくつかの提言を試みたい。そうした試みのなかから、現代世界の共通のアポリアであるエスニック集団間の対立について、中国の経験が示唆するものを読み解いていきたい。

2. 本当に多元的中国なのか？

もちろん、これまで中国国内では、「平等で、統一的な中国」というテーゼが、決して差異の政治を排除するものではないことについて様々な主張がなされてきた。文化大革命後の所謂「北京の春」における民主化モードとそれへの反動のなか、「民族問題」の領域においては、民族問題の階級問題化が否定されたことにより、確かに同化主義的傾向の実質的な後退が見られた（加々美 1992）。こうした状況のなか登場したのが費孝通による「中華

民族多元一体構造論」(費 2003)であり、そこでは階級に代わり「差異ある集団」間の平等と統一を担保する主体概念として中華民族の復興が企図されている。ここにおいては、「文化相対主義な、差異を固有化し拡大する」ものではなく、「異なる文化が共通価値と相互影響の下に発展する」ような集団間の関係(郝 2007: 5)が、「多元主義」として捉えられている。しかし「民族文化の多元性と政治、国土の一体を表象する中華民族」(納日碧力戈、2000: 222-223)自体は与件として設定されているため、この与件の「外側」として捉えられる支配／被支配、抑圧／被抑圧の関係は、やはり不可視化されてしまう。

ウイグルの問題から見れば、例えば 1990 年のバレン郷事件や「ウイグル人」事件、97 年のグルジャ(イリ)事件の原因を分裂主義者の行為に帰してしまうことは、これに国内の差異の政治をもって対処していくという選択肢を閉ざしている。また今年の「7.5」事件の発生の原因について、海外の急進的民族主義組織の煽動が第一に指摘される、といった現象も、ウイグル族をとりまく深刻な社会問題の根幹を、「外側」の問題、つまり国家と民族の一致を標榜する別のナショナリズムからの中国の統合に対する挑戦として、国内の問題ではない外的脅威として見なしてしまうのである。

現在、中華人民共和国憲法および民族区域自治法それぞれの序言には、ややニュアンスは異なるものの「統一された多民族国家中国」、「各民族人民の平等・団結・共同」が謳われている。しかし、相次ぐ民族問題は、中国政治の諸主体が決して平等でも、統一されてもいないこと、そしてこれが常に係争中の政治的課題であることを示しているのではないだろうか。かつて金觀濤は、中国の大伝統が専制体制の存続を可能にする「超安定社会システム」となっており、これによって中国の民主化が阻害されていることを主張した(金ほか 1983=1987)が、まさにこれと同様に、中国エスニック政治の民主化の問題も大伝統のもつ専制性への批判から開始されるべきではないだろうか。

起源的で、普遍的なものとして措定されている中華民族の多元構造は、J.K.フェアバンクによる「文化主義的統治」やB.アンダーソンによる「中国文語を媒体として結ばれた古典的共同体」という指摘を引くまでもなく、中華文明による周縁の絶えざる教化によって形成されてきたものと理解されている。費孝通以降の「中華民族多元一体構造論」は、同様の観点に依拠したうえで、そこにはたらく力学を「凝集力」或いは「向心力」として捉え、中心－周縁双方の主体性と相互作用を強調してきた。しかし、実はこうした言説自体に文化的な差異を文化的な優劣・主従の関係に書き換える契機が存在している。というのも、こうした文明システムを受け入れない諸主体としての「少数民族」の可能性が存在しないからである。つまり、現在新疆ウイグル自治区や或いは海外で中国政府への異議申し立てを行っている人々にとって、こうした凝集力や向心力は、いまだかつて現前したためしがないものなのである。「多民族国家の現状を過去に投影して解釈するという遠近法的逆立」(村田 1994: 45)という村田雄二郎の批判は、「7.5」以降中国の民族関係が深刻な危機に瀕している現在にこそ、真剣に検討される価値がある。

ヤングはこうした「逆立」を「文化帝国主義的な集団が自らの価値観、経験、見方を規

範的で普遍的なものとしようとする」(Young 1990: 123) 行為と呼ぶ。そこでは、差異ある他者は、有徴化 (marked) され、支配的な規範から逸脱した存在、「人間」と等置される無徴項と対照を成すものとして取り扱われる (Laclau: 33, Young 1990: 123)。こうした有徴化は、ヤングが言うように他者による「嫌悪」の経験と深く結びついており (Young 1990: 123)、こうした「嫌悪」(或いは敵対心と呼んでも良いかもしれない) は、わたしたちの身近な日常にしばしば見出されるものなのである。

「ウイグル族は野蛮だ」、「新疆は危険なところだ」、「ウイグル族は泥棒が多い」……調査の合間などにしばしば耳にするこうした言及は、普遍的な中国の公民から有徴化される何かが欠落した諸主体を現出させる。より厳密に言うのならば、「少数民族」としての名指しが、それを固定的なカテゴリ (制度化されている民族籍) として確立させる時、すでにこうした有徴化は行われている。かつての教化は、現代では漢語の十分な習得、世俗的な生活・思考の体現によって成立したとみなされる。この通過儀礼を経ていないもの、或いは十分に終えたと見なされないものは、二等公民として教育・保護・排除いずれかの対象となる。新疆ウイグル自治区で 1992 年から開始された「漢語による「単言語」(モノリンガル) 教育」(清水 2004: 71) である双語教育、第十一次五カ年計画における自治区への経済支援、分裂主義者・恐怖分子・汎トルコ／汎イスラーム主義者に対する非難は、「少数民族」を普遍的なるものへとつくり変え、「平等で、統一された中国」を成立させようという試みなのである。

現在の中国的な多元社会の解釈においては、差異の承認は、それが普遍的で体系化された文化のヒエラルヒーに回収可能であることが前提とされている。そのために、これまでの様々な優遇にもかかわらず、なぜ分裂主義者や双汎主義と名指しされるような国家への挑戦が生まれるのかという、この不可解な現象の背景にある国内の構造的な問題を改善・対処が必要なものとして受け入れることができず、対立が暴力的なものとして噴出する事態となっている。「7.5」発生の構造的な原因として最も軽視されているのは、ウイグルの諸権利要求のなかに正当なものとして政治的承認を得られない部分が存在していることである。「怨嗟を表現するための正当な政治的回路が不在の状況においては、テロリズムが頻発しがちであることは否定できない」(Mouffe 2005=2008: 121-122) というジャンタル・ムフの批判は、まさにこの状況を指していると言えよう。

元来「複雑で多元的な社会においては、あらゆる集団には、それを横断する集団的差異があり、それは知と刺激、抗争と抑圧の潜在的源泉になっている」(Young 1990: 172) はずである。普遍的で、その他一切の価値の上位の審級となるような価値が永続することを認めず、各々の歴史と社会空間に文脈化された価値の体系を、より理想的な多元社会実現に向けた批判のための依拠としてもちこむことによって、差異の政治が真に有効なものとして機能する多元社会を成立させるであろう。

確かに、これまでも少数民族の政治参加を推進することが多民族社会に求められていると主張する見解が存在している。かつて「民族共治」という概念を提起した朱倫 (2002)

によれば、少数民族の諸権利要求が自治区内にとどまることによって、むしろ要求の排他的民族主義化を招いていること、経済支援への依存・従属傾向が強くなり、自集団の利益に直結しない次元の政治参加に消極的となってしまうことが問題視されている。朱倫の主張に基づけば、「自集団の個別利益と民族間の共通利益の対立と統一」(朱 2002)が中国的多元社会の差異の政治ということになる。しかし、すでに見てきたように集団の「個別利益」は、共通利益に抵触しない限りで認められるという前提が存在する以上、多元的諸集団の政治参加はやはり限定的なものとなるだろう。個別利益と共通利益の対立の次元は、「諸民族の固有の生活生産、文化・風俗・言語の異質性を保有することを前提にして、初めて成立する」(加々美 2004: 54) ものである。この異質性の保有に、何らかの留保がつくのであれば、それはもはや真に対抗的な個別利益とは呼べないであろう。

とはいえ、この個別利益もまた、その集団に本質的なものとして捉えるべきではない。少数民族の集合的同一化の運動もまた、その内部の「複合的な集合的同一化」(Young 1990: 236) を不可視化するからである。つまり、ウイグルの共通利益が、ウイグル諸個人の個別利益の上位の審級として存在するのであれば、それはまた別のかたちの多元的な政治参加の制限となるからである。多元的レベルにおける複合的な集合的同一化の諸形式の承認、すなわち諸々のアイデンティの分節化は如何なる認識のもとに可能となるであろうか。それを論じるためには、多元的な中国公民ひとりひとりの政治参加の可能性を再検討するという意味において、まず多元社会中国のデモクラシーについて概観したい。

3. ラディカル・デモクラシーとエスニックなヘゲモニー

そもそもデモクラシーは、「権力の階層制への嫌疑と社会的弱者への連帯の視座こそ、民主主義の世界像の背景にある基本的な価値観である」(千葉 1995: 36) という言葉にあらわれるような、より下層からの政治参加を可能とする理念および制度を指している。そのため古代ギリシア以降、社会の上層に位置するエリートたちが、一貫してデモクラシーを脅威と見なしてきたことは、これまでも多くの論者によって指摘されている(王 2007: 47)。

ここでデモクラシーの歴史について論じる余裕はないが、しかし既存の権力に抗しようとする被搾取者による連帯、或いは特にネーションの想像が可能となった近代以降においては、クリフォード・ギアーツが「原初的な愛着」と呼ぶような紐帯を介した連帯——ナショナリズム、エスニシティ主義——が、つねに権力エリートたちへの脅威を構成してきたことには留意したい。こうした脅威は、つねに「小文字のデモクラシー」且つ「未完のプロジェクト」(千葉 1996: 7)、恒久の「ヘゲモニー的諸実践」(Laclau&Mouffe 2000=1985: 93) として「根源的な民主主義」(radical democracy) 打ち立てようと企図してきた。しかし、こうした社会的弱者の連帯に応え、デモクラシーをより根源的なものとして制度化しようとするれば、「不穏な体制転覆的な原理」(千葉 1995: 21) として理解され

るこの連帯を、近代国民国家が如何に承認し、政治的手続きのなかに招き入れることができるかという点が、特に多民族国家におけるの差異の政治の課題となってきたといえるだろう。

中国においても、少数民族のエスニシティ主義を如何にして事実上の「党国体制」における政治的手続きのなかに招来するかは大きな課題であった。しかし、この課題に対して有効な答えを見出せていないことが、今回の「7.5」発生の一因となっていると言えるだろう。

新疆ウイグル自治区のエスニシティ主義への中国共産党（以下中共）の対応は、定期的な変動を繰り返してきた。時には、寛容と承認へ傾き、また時にはその反動として排除と否定を示してきた。これは無論、新疆地域限ったことではなく、中共の対少数民族政策自体がこのような変動を繰り返してきたことのあらわれでもある。

1949年8月、毛沢東は三区革命の中心的指導者であったウイグル人、アホメトジャン・カシミ宛の書簡を送り、第一期全国人民政治協商会議への参加を要請、アホメトジャンを中心とする三区革命の主な指導者たちはこれに応え、ソ連経由で空路北京へと向かった。しかし、三区指導者たちの乗った飛行機はソ連領空で遭難、この遭難については依然として陰謀説も根強い。ともあれ、こうした「民族的エリート」の死(?)は、彼らを中心に組織されるであろうはずであった、エスニシティ主義に基づくヘゲモニーの生成機会をも葬り去った。

上述の毛の書簡においては、三区革命は「我々中国全体の人民民主革命の一部である」と評価され、アホメトジャンらは「国内各少数民族」の代表として見なされている。この書簡の内容だけに基けば、少なくともウイグル族ら東トルキスタン・ムスリムの構成するエスニックなヘゲモニーも、中国国内政治のなかに受け容れられる可能性はあったと思われる。無論、アホメトジャンらが新中国において党中央への異議申し立てを可能にし、ウイグル、或いはムスリムといったアイデンティティに依拠したヘゲモニーを構築し得たかどうかは分からない。しかし結局、アホメトジャンらの後任に就いたブルハン・シャヒドやサイピディン・エズィズらは、一貫して中央による政策決定の「仲介者」としての役割しか果たしてこなかった。

その結果、50年代前半には、新疆各地でウイグル族らをはじめとするトルコ系ムスリムの武装蜂起が各地で起こったことが確認されている。これらの背景には、宗教的動機や、漢族の入植によって起こった農村における水利権争いといった経済的動機などさまざまなものがあつたが、ブルハンやサイピディンらは、こうした各々の動機を「地方民族主義分子」および「反革命分子」というラベリングのもと隠蔽し、彼らに対する批判・摘発を推進していった。そこには、「民族主義と社会主義の間の闘争は、実質上資本主義と社会主義という二つの道の闘争である」(賽福鼎 1958: 19)と見なすような解釈、すなわち「民族問題」の原因を少数民族内部の一部の搾取階級の反動性とし、相次ぐ武装蜂起への対処を「善と悪の対決」として誤認していく図式があり、それはその後の反右派闘争期にも繰

り返しあらわれることになる。

確かに、新疆という「少数民族地区」における土地改革が進められていたこの時期には、いわゆる集団化過程での大漢族主義的傾向に対する批判もあらわれ、特に牧畜業地域での改革の穏健化が考慮されるなど、政策上は一定の譲歩が示されていた。しかし、問題なのは共産党政権の大部分を占める漢族幹部・党员たちのショービニズムそれ自体ではなく、それに対抗可能なウイグル族らトルコ系ムスリムのヘゲモニーが一切排除されていたことであろう。

批判はウイグルにしろ、漢にしろ集合的なアイデンティフィケーション自体に向けられている。1953年に「過渡期の総路線」が毛沢東により提起され、新疆においても社会主義化の推進は急務であった。この運動の主体を全人民という普遍的単位から、各民族の単位へと多元化するような企図は、まさにカール・シュミットが「決定的事態において決定する単位」(Schmitt 1932=1970: 44)と呼ぶ国家の存在意義を揺るがすものと見なされたのであろう。ここにおいても、少数民族のヘゲモニーは「不穏な体制転覆的な原理」として排斥されていた。そして、ウイグル族らの武装蜂起もまた止むことがなかったのである。

こうしたなか、56年に毛沢東によって提起され、新疆では翌年から本格化した「百花斉放、百家争鳴」(以下「双百」)の過程においては、少数民族による異議申し立てのための政治的回路制度化の兆しが見られた。「双百」は、元来共産党党外の民主派知識人による党批判の許容や一定の言論・思想の自由化を意図したものであり、一定の党派的「文闘」を国内政治に呼び込むものであった。しかし新疆においては、保守派と改革派の間の文闘ならぬ、多数派民族と少数派民族の間の文闘を形成しつつあった。

1957年5月末から新疆ウイグル自治区党委員会によって主催された「党外民主人士座谈会」は、約半月にわたって学術界、芸術界、工商界の各民族知識人による党批判を通じ、党内の反共産主義・反社会主義的傾向の「整風」に貢献したという(『新疆日報』1957.6.16)。

また、この間党内のトルコ系ムスリム幹部たちからは、新疆の分離・独立、「新疆」という名称の「ウイグルスタン」などへの変更、党組織の「民族化」、漢族入植の停止、社会主義化の延期といった様々な要求が提出されたという(加々美 1992: 155)。但し、こうした直接的な不満・要求が噴出したケースについては、事後的に構成された曲解としての側面もあると判断しておいたほうが良いだろう。というのも、新疆での「双百」がまさに最高潮に達していた6月8日には、中共中央が既に反右派闘争の開始を宣言しており、同月末には新疆においても「右派分子の反動的謬論」(『新疆日報』1957.6.28)が攻撃対象となったからである。このため、「双百」という状況下になされた党批判は、間髪おかずして反右派の文脈下での解釈にさらされたのである。

その後の反右派闘争期間中に少数民族幹部になされた批判の主な根拠となったのは、彼らが「地方民族主義」を鼓吹し、中国の分裂を画策しているというものであった(賽福鼎 1958)。例えば新疆少数民族社会歴史調査グループの副長として56年から約一年間ホータン地区の調査にあたったウイグル・サイラニ(Uyghur Sayrani)は、その調査成果に基づ

く編著『1933年のホータン・イスラム起義』を理由に「地方民族主義者」として批判の対象となった。また、イリ・カザフ自治州では現地への計画的漢族の入植（新疆生産建設兵団）への批判を理由に、カザフ族の幹部たちが批判され（『新疆日報』1958.10.17）、自治州副州長のアブドリヒム・エイサはその過程で自ら命を絶ったという（Sherip-niyaz 2003: 342）。これらの地方民族主義批判には、明らかに国内政治、党内政治における対抗的ヘゲモニーの存在を認めず、「対抗者」たちを体制外の「敵」へと仕立てあげ、抹消を図るような意識が作用していた。（注：ラビアの事例もそう。ラビア・カーディルには確かに急進的な民族主義思想が、（本人の否定とは裏腹に）存在しているように見えるが、それは少数民族のヘゲモニーの不承認が一因でもあるはず。）

こうした中共の傾向の擁護は、つねに「人民民主主義」の名のものとに展開されてきた。人民民主主義の擁護者からみれば、少数民族のヘゲモニーの承認は、利益集団エリート間の競合/協調という多元民主（pluralist democracy）にほかならず、こうした政治体制の主役は人民でなくなってしまうということなのであろう（王 2007: 51-52）。確かにこうした観点はリベラル・デモクラシーへの批判には妥当する。エリート間の競合は、利害をめぐる妥協の模索でしかなく、既存の権力諸関係の変容をもたらすことはなく、社会的弱者への関心を示さないであろう（Mouffe 2005: 39）。しかし、もしこうしたエリートが「合理的なやりかたでは決して調停しない」（Mouffe 2008: 39）少数民族のヘゲモニー的企図を代表しているとすれば、彼らの排除は、その周囲に構造化されるエスニックな社会、公共領域を不可視化してしまうことになるだろう。ここにおいて問題なのは、人民内部のエスニックな矛盾が、物質的利害関係の矛盾に置き換えられて、経済的手続きによって解決可能だとみなされてしまう傾向である。

4. 政治－経済体制と多民族社会の脱政治化

今日の中国においては、「デモクラシーは一種の政治手続きであり、いかにして資源の分配、すなわち誰が、何を、どれくらい、どうやって獲得するかといったことが最重要の問題である」（王 2007: 序2）といわれている。このような観点は、エスニック政治の領域にも導入されている。そこでは、エスニック・グループの個別の集団的利益要求は、脱政治化された文化的なものにとどまるか、或いは利益集団としての「民族」より高次の利益集団として人民が想定されることによって、副次的なものとなっている。

エスニック・アイデンティティの存在自体は承認しながらも、「分散した諸個人という視点から民族間の関係进行处理し、少数民族文化の特徴を強調すると同時にその政治的利益を薄める」（馬戎 2004: 123-4）、或いは人民の共通利益のための政治参加がエスニシティ主義を薄める（朱倫 2002）といった主張、或いは数々の少数民族自治地域への経済支援政策は、こうしたエスニシティの脱政治化と物質的利益の過度の重視をよくあらわしている。

内部にさまざまな差異を内包する社会の脱政治化は、中国のみならず、欧米においてもこれまでに危機感をもって論じられてきた。政治－経済体制の席卷は政治的なものの調

落であり（千葉 1995：52）、強者による支援や保障という姿勢は弱者の依存を加速させ、彼らの有していた政治文化を破壊する（千葉 1995：92）。物質的利益の分配権を掌握するエリートの支配が他民族社会の階梯的な構造を維持、強化し、分配される側の政治はいかにして最大限の支援や保障を勝ち取るかという「依存の権利」獲得運動に堕してしまう。

確かに、「多民族国家の民族間関係を単純に文化の領域に帰結させることはできない」（王建娥 2006：5）として、「各民族が国家の公共権力構造に組み込まれる制度空間を創造し、各民族の政治的権利を保障する政策を制定・実施し、少数民族に国家の政治権力と利益を平等に与える」ことにより、「多民族国家における社会生活の調和と安定が実現できる」（王建娥 2006：2）とする「民族」の「制度化」「政治化」を主張する見解も存在するが、そこには大きな困難が存在している。政治過程への参加の権利としてのシティズンシップは、当該国家の国籍を有していることを前提としている（千葉 1995：125-126）。しかし、既存の権力の正統性を揺るがすようなヘゲモニーの実践が承認されていない現状において、少数民族が国籍を保障されようとすれば、その異議申し立ては必然的に妥協を含まざるを得ない。この妥協もまた、脱政治化のひとつのあらわれであろう。

脱政治化が正当化される理由としては、中国は「強い民主国家」であることを必要としているという認識がある。しかし「必要なのは民主的な権威であり、民主的混乱や民主的無政府状態ではない。良き民主制度は強い民主制度でなければならない」（王 2007：28）と述べられる時、そこには既存の権力への挑戦をすぐさま混乱や無政府状態と同一視するという傲慢を含んでいる。

しかし、こうした脱政治化の進行は、物質的な利益関係における対立以外のさまざまな対立を、安定したデモクラシーのためという大義名分のもとで結局のところ隠蔽してしまい、そのために突発的な民族間対立の噴出を招くことになってしまう。

【文献】

Anwar Rahman, 2005, *Sinicization Beyond the Great Wall: China's Xinjiang Uighur Autonomous Region*, Matador.

千葉眞, 1995, 『ラディカル・デモクラシーの地平——自由・差異・共通善』新評論.

——, 1996, 「デモクラシーと政治の概念ーラディカル・デモクラシーに向けて」『思想』(867) p.5-24.

郝時遠 (2007)、「社会主義和諧社会的重要概念：尊重差異、包容多樣」『民族研究』第1期、1-8 ページ。

金觀濤・劉青峰, 1987, 『中国社会の超安定システム——「大一統」のメカニズム』研文出版.

費孝通編, 2003, 『中華民族多元一体格局』（修訂本）中央民族大学出版社.

加々美光行, 1992, 『知られざる祈り——中国の民族問題』新評論

馬戎, 2004, 「理解民族關係的新思路——少数族群問題的「去政治化」」『北京大学學報』（哲

学社会科学版) 第 41 卷第 6 期: 122-33.

Mouffe, Chantal, 2005, *On the Political*, Routledge.(=2008, 酒井隆史監訳・福原雅武訳『政治的なものについて』明石書店.)

Muawin-ali Muhärrir, 1999, *Shärqi Türkistan Qollanmisi*, Shärqi Türkistan Wäqpi Tātqiqat Märkizi.

村田雄二郎, 1994, 「中華ナショナリズムと「最後の帝国」」蓮實重彦・山内昌之編『いま、なぜ民族か』東京大学出版会, 30-49.

毛里和子, 1998, 『周縁からの中国——民族問題と国家』東京大学出版会.

納日碧力戈, 1999, 『現代背景下的族群建構』雲南教育出版社.

賽福鼎, 1958, 「堅決反対地方民族主義、為社会主義的偉大勝利而奮闘」『新華半月刊』(2):19-25.

Schmitt, Carl, 1932, *Der Begriff des Politischen*, Duncker & Humblot.(=1970, 田中浩・原田武雄訳『政治的なものの概念』未来社.)

Sherip-niyaz Hushtar, 2002, *Shinjang Yeqinqi Zaman Tarihida Ötkän Shähslär*, Shinjang Hälq Näshriyati.

王建娥, 2006, 「族際政治民主化——多民族国家建設和諧社会的重要課題」『民族研究』2006 年第 5 期: 1-11.

王紹光, 2007, 『安邦之道——国家転型の目標与途径』三聯書店.

Young, Iris Marion, 1990, *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press.

朱培民・陳宏・楊紅, 2004, 『中国共产党与新疆民族問題』新疆人民出版社.

朱倫, 2002, 「論民族共治的理論基礎与基本原理」『民族研究』2002 年第 2 期: 1-9.